

IP ネットワーク設備委員会第一次報告(案)に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方(案)

意見募集期間: 平成 30 年 6 月 30 日(土)から 7 月 30 日(月)まで

提出された御意見の件数: 6 件

意見提出者	代表者氏名等	
一般社団法人電子情報技術産業協会	代表理事 専務理事	長尾 尚人
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会	専務理事	片山 泰祥
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	理事長	吉崎 正弘
一般社団法人デジタルライフ推進協会	事務局長	生出 純一
個人A		
個人B		

No.	意見提出者	該当箇所	提出された意見	意見に対する考え方	修正の有無
1	一般社団法人 電子情報技術 産業協会	<p>①P.28 2.3.2(3)端末設備の接続の技術基準に追加すべきセキュリティ対策の内容</p> <p>②P.29 2.3.2(3)端末設備の接続の技術基準に追加すべきセキュリティ対策の内容 表 2.1</p> <p>③P.30 2.3.2(4)技術基準適合認定等の対象機器の範囲</p>	<p>(1)記載内容統一のため、以下修正願う。</p> <p>① P.28 32～35 行目</p> <p>(原文)「インターネットプロトコルを使用する端末設備であって、電気通信回線設備を介して接続することにより当該設備に備えられた電気通信の送受信に係る機能を操作可能なもの」</p> <p>(修文案)「インターネットプロトコルを使用する端末設備であって、電気通信回線設備を介して接続することにより当該設備に備えられた電気通信の送受信に係る機能を<u>インターネット側から操作可能なもの</u>」</p> <p>②P.29 表 2.1「アクセス制御機能」</p> <p>(原文)「当該端末が不正に操作されないことを目的として」</p> <p>(修文案)「当該端末が<u>インターネット側から</u>不正に操作されないことを目的として」</p> <p>③P.30 9 行目</p> <p>(原文)「インターネット側からアクセス可能なネットワークサービス」</p> <p>(修文案)「インターネット側から<u>アクセスし</u>操作可能なネットワークサービス」</p>	<p>①については、本要件の対象となる端末設備がインターネット側から操作可能なものであるという旨は、「電気通信回線設備を介して接続することにより」と記載しているとおり既に明らかであるため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>②については、ご指摘を踏まえ、「電気通信回線設備を介して接続されることにより当該端末が不正に操作されないことを目的として」と修正いたします。</p> <p>③については、ご指摘のとおり修正いたします。</p>	有
		P.29 2.3.2 (3)端末設備の接続の技術基準に追加すべきセキュリティ対策の内容 表 2.1	(2)P.29 表 2.1 の「アクセス制御の際に使用する ID/パスワードの適切な設定を促す等の機能」において、「当該端末の利用者に対し当該識別符号について初期値の変更を促す」と「識別符号の初期値について機器毎に別のものを付す」の 2 つの要件は、「かつ」ではなく「または」であると思われるが、その旨が明確になるよう記載願う。	ご指摘を踏まえ、「当該端末の利用者に対し当該識別符号について初期値の変更を促す(二以上の識別符号の組み合わせによるもの)場合は少なくとも一つの識別符号が対象。以下同じ。)若しくは識別符号の初期値について機器毎に別のものを付す、又はそれらに準じる措置を行うことが必	有

			要。」と修正いたします。	
	P.29 2.3.2(3)端末設備の接続の技術基準に追加すべきセキュリティ対策の内容	(3)P.29 9行目「当該技術基準適切認定等」を「当該技術基準 <u>適合</u> 認定等」に修正願う。	ご指摘のとおり修正いたします。	有
	P.31 2.3.2(4)技術基準適合認定等の対象機器の範囲	(4)P.31 13行目「今後、端末機器の接続が多様化することが想定されるが、認定等が必要な機器の範囲等については、機器メーカー等が判断できるよう に、ガイドライン等により明示することについて速やかに検討を開始する必要がある。」について、IoT 機器は様々あり、また一般消費者向け、ビジネス利 用者向けなど利用形態も様々であることからガイドライン等の今後の詳細検 討にあたっても、幅広い関係者・団体等から情報収集し意見を求めるなど十 分な検討を願う。	認定等が必要な機器の範囲等に関するガイドライン等については、今後、総務省において、関係者の意見を考慮しつつ検討していくことが適当と考えます。	無
2	一般社団法人 情報通信ネット ワーク産業協 会	P.30、31 2.3.2(4)技術基 準適合認定等の対象 機器の範囲	技術基準適合認定等の対象機器の範囲を、従来と同様に“電気通信回線設備に直接接続される端末機器”とする方針に賛同致します。 ただし、“電気通信回線設備に直接接続される端末機器”かどうかの判断は 難しいところもございますので、適切なガイドライン等にて、より具体化、明確 化されますようお願い申し上げます。また、ガイドライン等の策定の過程で、機器メーカー等の意見も反映させて頂けるようご配慮をお願い致します。	本報告案に賛成の御意見とし て承ります。 なお、認定等が必要な機器の範囲等に関するガイドライン等については、今後、総務省において、関係者の意見を考慮しつつ検 討していくことが適当と考えます。
		P.31 2.3.2 (6)技術基準 適合認定等の審査方 法等	技術基準適合認定等の審査方法や機器の審査単位等につきましては、機 器メーカー等も参考可能な場で別途議論頂けるとのこと、ご配慮頂きまして、大 変、ありがとうございます。 上記の議論につきましては、IoT 機器市場の健全な発展の阻害要因となら ないよう、また、認定を受ける機器メーカーの負担が不必要に重くならないよう に配慮する必要があると考えます。 特に、従来、通信モジュール型単位で技術基準適合認定等を受けていた機器につきましては、通信モジュール単体では、セキュリティ要件を満たすこ とが困難なケースもあり、本セキュリティ要件の追加により、技術基準適合認	本報告案に賛成の御意見とし て承ります。 なお、技術基準適合認定等の 審査方法や機器の審査単位等につきましては、今後、総務省において、関係者の意見を考慮しつつ検 討していくことが適当と考えます。

			<p>定等の受け方が従来から大きく変化することなどの無いように制度を定める必要があります。</p> <p>上記検討につきましても、機器メーカー等の意見も反映させて頂けるよう、引き続き、ご配慮をお願い致します。</p>		
3	一般社団法人 日本ケーブル テレビ連盟	全般	<p>「IP ネットワーク設備委員会第一次報告(案)」につきまして、賛同いたしますとともに、これをお纏め頂いた主査・構成員の皆様に、敬意を表する次第です。</p> <p>ケーブルテレビは、地域に根差したメディアとして、災害情報、地域情報、コミュニティチャンネル(自主放送)を提供するとともに、地上波、BS、CS多チャンネル放送などの他地域からの放送コンテンツの提供、インターネット等による地域内の情報流通をより円滑にする役割を担っています。</p> <p>近年、IoT の導入に取り組むケーブルテレビ局も増えており、家の見守りや家電機器のコントロールなど生活総合サポートサービスの充実、定点カメラやセンサによる地域インフラの監視や防災対策も行われています。</p> <p>このような状況の下、IoT の普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件を策定することにより、IoT サービスを安心して安定的に利用できるネットワークの構築に資する本取組みに期待しており、ケーブルテレビ業界としても協力してまいります。</p> <p>なお、IoT 機器等のサイバー攻撃対策は、国、省庁、協議会など複数の組織で検討が行われていますので、同様な取組みは可能な限り一元化することや、本対策の全体に対する位置づけの明確化を引き続きお願い致します。</p>	<p>本報告案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、政府では、内閣官房サイバーセキュリティセンターを中心として、各府省庁の施策の総合調整等を行うとともに、関係府省庁において、民間の協議会等の関係者とも連携しながら具体的な施策を検討、実施しているものと承知しております。今後とも、このような体制の下で取組が進められることが重要と考えます。</p>	無

	P.31 2.3.2(6)セキュリティ要件の追加に係る経過措置	<p>マルウェア Mirai やその亜種による感染に至る機器の注意喚起や無線 LAN ルータの脆弱性などに対し、ケーブルテレビ事業者がホームページへ掲載して注意喚起を行うことや、ユーザへの周知や個別対処等が必要な事例が増えており、事業者の負荷になっています。また、前述のように、IoT 導入に取り組むケーブルテレビ局が増えております。</p> <p>このため、端末設備の接続の技術基準にセキュリティ要件(アクセス制御機能、ID/パスワードの適切な設定を促す機能、ファームウェアの更新機能等)を追加することにより、機器ベンダが脆弱な端末設備に対するセキュリティ対策を徹底することや、ユーザ(国民)のセキュリティ意識の醸成が進むことを期待いたします。また、技術基準へのセキュリティ要件の規程の追加が制度化された場合、1年から2年程度の期間を設けて施行とのことですですが、できるだけ早期の施行を希望いたします。</p>	<p>本報告案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、施行日については、総務省において、IoT 機器メーカーや登録認定機関等の対応を考慮しつつ、適切に判断されることが適當と考えます。</p>	無
	P.38 3.2.2(2)(ウ)LPWA サービスの事故報告基準	<p>ケーブルテレビ業界は LPWA サービスの関心は高く取組みを進めていますが、現段階では実証レベルや小規模ネットワークの事例がほとんどであり、仮に障害が発生しても重大事故基準(12 時間以上継続・3 万以上の利用者影響、2 時間以上継続・100 万以上の利用者影響)や四半期報告基準に該当する障害はあまり想定しておりません。</p> <p>しかしながら、今後、地域 BWA と LoRa の組合せや eMTC・NB-IoT を活用した地域密着の LPWA サービスの商用化・大規模化の段階になると考えられ、ケーブルテレビ業界も知見や運用管理ノウハウの蓄積が進むと思われます。このため、将来的には、必要に応じて事故基準の見直し等の機会をいただけるようご配慮をお願いします。</p>	<p>本報告案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、事故基準の見直しについては、第一次報告(案)38 ページにおいて記載されているとおり適宜、適切な時期に見直すことが重要と考えます。</p>	無
	P.42～49 3.4 大規模なインターネット障害に関して電気通信事業者等に推奨する対策について	<p>ケーブルテレビ事業者の規模は大手から中小まで様々であり、とりわけ中小事業者が過半を占めています((一社)日本ケーブルテレビ連盟の正会員事業者 372 社のうち、総接続世帯数の規模が 1 万未満が約 4 割(162 社)、1～5 万未満が約 3 割(114 社))。</p> <p>大規模なインターネット障害の防止や最小化を目的として「情報通信ネット</p>	<p>本報告案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の点については、今後、総務省において、中小の事業者の負担にも配慮しつつ対策を</p>	無

			ワーク安全・信頼性基準」の規程に不正な経路情報の送受信の防止等の機能や教育・訓練の推奨を追加することに賛同いたしますが、中小の事業者はこれらの対応が負担となる可能性があるため、事業者への予算措置や技術者の育成施策等の配慮を検討いただくようお願い致します。	推奨していくことが適当と考えます。	
4	一般社団法人 デジタルライフ 推進協会	P.25~31 2.3 IoT 機器 を含む端末設備のセキ ュリティ対策について	第一次報告(案)に賛同いたします。 (理由) 認証制度の構築に関する検討期間、及びメーカーの参画につきまして ご考慮されているため適切であると考えます。	本報告案に賛成の御意見とし て承ります。	無
5	個人A	P.43 3.4.2(1)(ア)①経路 情報の設定作業にお ける誤り防止	P43 の経路情報の設定作業における誤り防止について、電気通信事業者 ではなくても AS 番号を取得し、経路情報を広告することがあることか ら、自営情報通信ネットワークやユーザネットワークであっても、実施 が必要な場合があるのでないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、本報告案 43 ページの「想定される追加規定」 の自営情報通信ネットワーク及び ユーザネットワークの欄につい て、「-」を「○」に修正いたしま す。	有
6	個人B	その他	電話番号、IT通信への対応、セキュリティ等に関する御提案(要約)	本報告案は、IoT の普及に伴う ネットワークの高度化や利用形態 の多様化に対応するために必要 な電気通信設備に係る技術的条 件の検討結果を取りまとめたもの です。	無